

岩手県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田寛也

1(1) 路線名 282号

(2) 供用開始の区間 八幡平市大更第1地割23番1地先から第2地割11番2地先まで

(3) 供用開始の期日 平成19年1月5日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成19年1月5日から同年2月5日まで

2(1) 路線名 340号

(2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字晴山第21地割40番7地先から34番1地先まで

(3) 供用開始の期日 平成19年1月5日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年1月5日から同年2月5日まで